

令和4年度

稲生小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、名古屋市の学校教育の努力目標である「ともに学び 自分らしく生きる」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童に十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめの捉え方

(1) いじめの定義

定義 いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- 上記のいじめの中には、早期に警察に相談することが重要なものや、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。被害者や加害者に対する教育的な配慮や指導を考慮し、警察と連携した対応を取ることも必要である。

3 校内体制

- (1) 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等問題行動防止委員会」を中心として、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- (2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 「いじめ等対策委員会」の構成員

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生活指導主任・教育相談担当 養護教諭・特別支援教育コーディネーター・当該児童の担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子ども応援委員会コーディネーター

4 教職員一人一人の心構え

- (1) 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- (2) 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (3) 児童と触れ合う時間をできる限り多く取る。
- (4) 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- (5) 保護者や地域と連携を取り合い、児童に関する情報を共有する。
- (6) いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- (7) いじめを見逃ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- (8) いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- (9) 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

5 未然防止の取り組み

- 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高まるように努める。
- 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(1) 道徳教育・人権教育の充実

- ・ 人権教育を基盤とした「いじめ防止教育プログラム」を積極的に活用する。
- ・ 「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にす
る心を育む。
- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
活用資料：「いじめ防止教育プログラム」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんな
で学ぶ人権ワーク週～実践編」など

(2) 授業づくり

- ・ 児童の自己肯定感を高めるために、「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から互いの授業を参考にする。

(3) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付き・学ぶ機会を設定する。
- ・ 単に児童が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」などの場や機会を設定する。
- ・ 児童会の取り組みにおいて、「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働き掛ける。

《学校全体での取り組み・活動》

「なごやINGキャンペーン」「夢と命の絆づくり」「児童会主催の児童会行事」「あいさつ運動」「長なわ大会」など

《各学年での中心となる取り組み・活動》

- 【1年生】「伝承遊びでの地域のお年寄りとのふれあい活動」
- 【2年生】「町探検での地域との交流」
- 【3年生】「学区施設・店探検での地域との交流」
- 【4年生】「身近な地域に関する環境学習」
- 【5年生】「SDGsに対する取り組み」「中津川野外学習」

6 早期発見の取り組み

学校生活のすべての場において、子どもをきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノート、生活ノート（班日記等）の活用などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「学校生活アンケート」

- ・ 学校集団づくりに活用する結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、児童個々へ対応する。
- ・ 結果の活用について、スクールカウンセラーの助言を得ながら、児童に対して、どのようなレベルの対応が必要なのかを理解し、支援を必要とする児童への具体的な支援方法を検討し、全職員で共有する。
- ・ 年2回実施しているWEBQUの結果については、全教職員で情報を共有すると共に、子ども応援委員会、指導室にも報告を行う。

(3) 定期的な記名式のアンケート調査

- ・ 記名の「こころのアンケート」の実施により、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、解消につなげる。

(4) 定期的な無記名式のアンケート調査

- ・ 無記名の「学校評価アンケート」の実施により、誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、解消につなげる。

(5) 緊急的な記名式のアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

(6) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛ける。
- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初に、全児童に短時間でスクールカウンセラー等との面談を実施する。また、転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。

- ・ (2)のアンケート調査の結果等を基に、配慮が必要と考えられる児童を対象として、教育相談を行う。
- ・ 6月、11月に教育相談月間を設け、(3)のアンケート調査の結果を基に、担任と児童が1対1で話をする機会をもち、教育相談を行う。
- ・ 7月、1月実施の(4)のアンケート調査結果を基に、配慮が必要な児童を対象として、教育相談を行う。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。
- ・ 「心のポスト」を保健室前に設置する。児童が記述した相談内容に応じて教育相談を行う。

(7) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば、速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(8) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配付

- ・ 年度当初に、全児童に配付し、各相談機関について周知する。
- ・ 毎日使用するかばん等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(9) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを小学4年生～6年生の児童に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

7 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。
- 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「い

じめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。

- ・ 「いじめ対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。

(2) 重大事態の発生時の報告および調査

重大事態の発生時には、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。重大事態とは、以下のようなケースが想定される。

- 「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
 - ・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。
- 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」
 - ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- ア 児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- イ 事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行う。
- ウ いじめられた児童に対しては、継続的なケアを行う。

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（入院・死亡）

- ア 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- イ 迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

※ 自殺の背景調査における留意事項

自殺の背景調査については、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う。

(4) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。

- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(5) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ 状況に応じた謝罪等の場の設定をする。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか「教育委員会との判断による出席停止」「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(6) いじめが起きた集団への働き掛け

- ・ 傍観者に対しては、自分の問題として捉えさせ、知らせる勇気をもつこと、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断する。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(7) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉棄損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに、所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取り組みを周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。

- ・ 保護者に対しても情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めていただくよう、折に触れて依頼する。

8 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、問題の解決に努める。

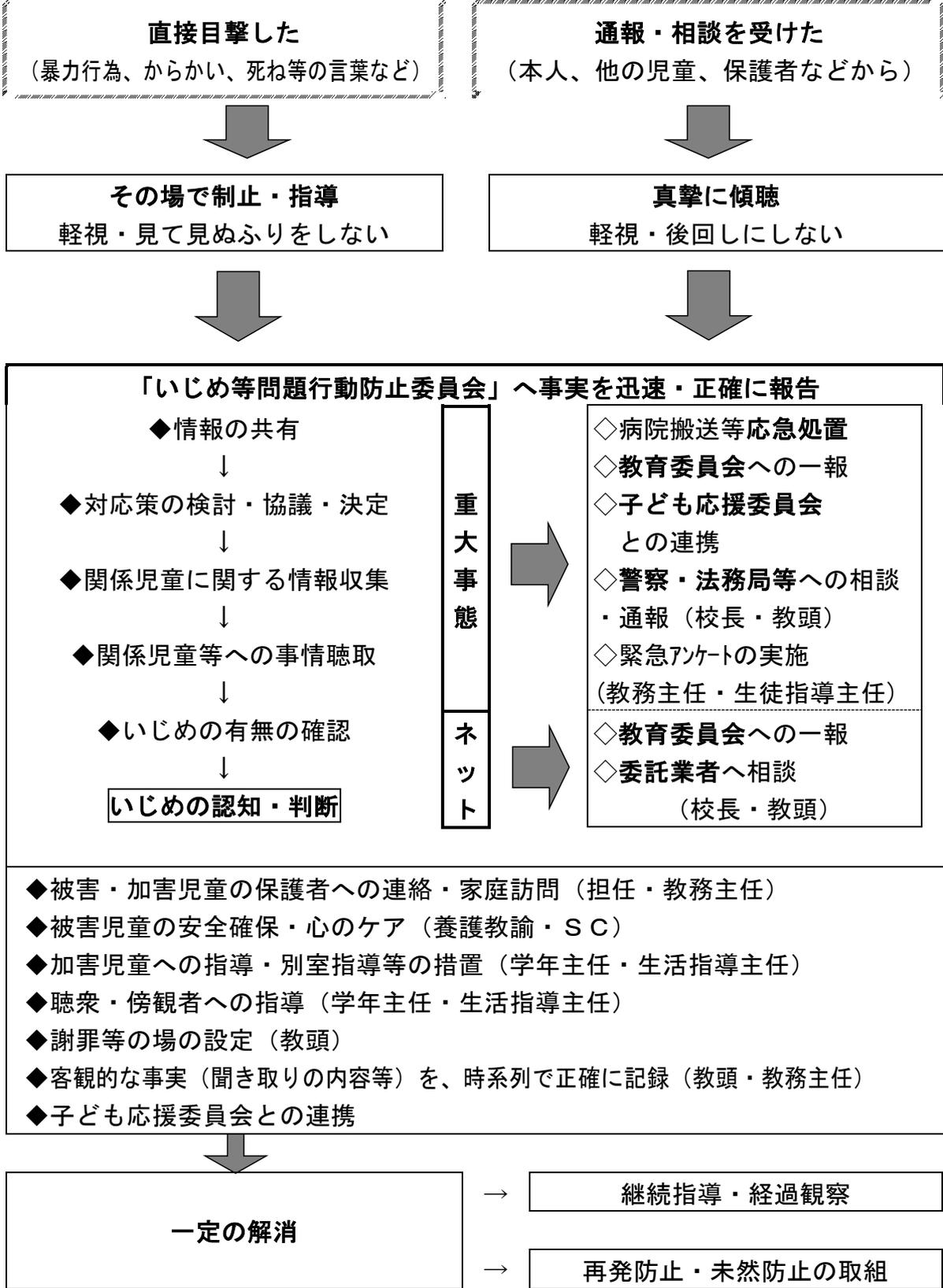
9 校内研修の実施

いじめの防止等に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

10 学校評価の実施

いじめの防止等に関わる取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆



年間を見通したいじめ防止のための指導計画

	校内研修	諸会議等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み
4月	<p>研修① WEBQUの結果を基にした支援を要する児童の実態や対応などの引き継ぎ</p> <p>研修② 「いじめ防止基本方針」を基にしたいじめやその対応についての共通理解</p> <p>研修③ 「いじめ防止教育プログラム」を活用した実践についての共通理解</p> <p>研修④ 「こころのパンフレット」等を活用した「自殺予防教育」に関する共通理解</p> <p>研修⑤ 「こころのアンケート①」実施方法の共通理解</p>	いじめ等対策委員会①	<p>認め合う学級づくり 「～さん」と呼び合う互いの人格を認め合う態度</p> <p>失敗を責めない寛容な態度の育成</p> <p>学校生活のきまり 明確なルールの設定</p>	<p>「あったかハートカード」の配布</p> <p>「こころのSOS」保護者版の配布</p> <p>授業参観①の実施 学級懇談会①の実施 保護者向けにスクールカウンセラーの紹介</p>
5月	<p>研修⑥ 教育相談月間の実施方法の共通理解</p> <p>研修⑦ 「WEBQU」実施方法の確認</p>	<p>学校評価委員会① 学校評議員会①</p>	<p>環境美化活動 運動会 学級全員で取り組む良さの共有</p>	<p>WEBQU①の実施 (記名式・4～6年) こころのSOS①の実施 (記名式・4～6年)</p>
6月	<p>研修⑧ 「WEBQU」結果の活用方法の理解と児童の実態把握</p>	いじめ等対策委員会②	<p>教育相談月間① こころのSOSとWEBQUの活用 WEBQUを活用した学級経営の見直し 学年で結果を共有 学級の強み弱みの分析</p>	<p>こころのアンケート①の実施 (記名式・全児童) 個人懇談会の実施 保護者との信頼関係の構築 児童に関する情報の積極的な共有</p>
7月	<p>研修⑨ 子ども応援委員会スクールカウンセラーによる、気になる児童への支援方法の検討</p> <p>研修⑩ 「学校評価アンケート」の実施方法の確認</p>	いじめ等対策委員会③ ブロックいじめ防止連絡会議①	<p>児童会行事① 児童会を主体とした集会</p> <p>ケータイ安全教室の実施</p>	<p>学校評価アンケート①の実施(無記名・全児童)</p>

事案発生時にいじめ対策委員会の随時開催

分かる授業・全員が参加できる授業の実施

スクールカウンセラーとの連携

	校内研修	諸会議等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み
8月	研修⑪ 「WEBQU①」結果を基にした児童の支援方法の検討		気になる児童への積極的な電話連絡	
9月	研修⑫ 「学校評価アンケート」結果を基にした学級の実態把握とその共有	いじめ等対策委員会④ 学校評価委員会②	学校評価アンケートを活用した学級経営の見直し 学年で結果を共有 学級の強み弱みの分析 児童の目線に立った学級経営 休み時間の児童との会話	長期休業明けで気になる児童への教育相談の実施（随時）
10月	研修⑬ 「こころのアンケート②」の実施方法の確認 研修⑭ 教育相談月間の実施方法の確認	学校評議員会②	児童の目線に立った学級経営 児童のグループでの会食 休み時間の児童との会話	WEBQU②の実施（記名式・4～6年） こころのSOS②の実施（記名式・4～6年）
11月	研修⑮ 2回の「WEBQU」結果の比較を基にした児童の実態把握とその共有 研修⑯ 子ども応援委員会スクールカウンセラーによる、気になる児童への支援方法の検討 研修⑰ 人権教育講演会の開催	いじめ等対策委員会⑤	教育相談月間② 「こころのSOS②」 「WEBQU①②」 「こころのアンケート②」の活用 WEBQUの結果・SCのアドバイスを生かした学級経営の見直し	こころのアンケート②の実施（記名式・全児童） 教育相談（全児童対象）
12月	研修⑱ 「こころのSOS」を活用した自殺予防教育の共通理解 研修⑲ 2回の「こころのアンケート」結果の比較を基にした児童の実態把握とその共有		作品展 学級全員で取り組む良さの共有	人権週間 ・校長の講話 ・人権を意識した授業 個人懇談会の実施 保護者との信頼関係の構築 児童に関する情報の積極的な共有

事案発生時にいじめ委員会の随時開催

分かる授業・全員が参加できる授業の実施

スクールカウンセラーとの連携

	校内研修	諸会議等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み
1月		いじめ等対策委員会⑥	児童会行事② 長なわ大会 青少年育成講演会 児童の目線に立った学級経営 休み時間に児童と遊ぶ	学校評価アンケート② (無記名・全児童)
2月	研修⑩ 2回の「学校評価アンケート」結果の比較を基にした学級の実態把握とその共有 研修⑪ いじめ防止基本方針の見直し	学校評議員会③ ブロックいじめ防止連絡会議②	児童の目線に立った学級経営 休み時間に児童と遊ぶ	ころのアンケート③ の実施 (記名式・全児童) ころのSOS③の実施 (記名式・4～6年) 教育相談(該当者のみ) 授業参観② 学級懇談会②の実施
3月	研修⑫ 支援すべき児童についての次年度への引継ぎ準備(新校務支援ソフトへの入力)	いじめ等対策委員会⑦ 卒業・進級認定会議	児童会行事③ <感謝の会> 交通指導に対する地域の方々への感謝の気持ちを表す 児童会行事④ <6年生を送る会> 6年生への感謝の気持ちを表す	

事案発生時にいじめ委員会の随時開催

分かる授業・全員が参加できる授業の実施

スクールカウンセラーとの連携